

第2章 計画の基本的事項

2.1 計画策定の目的

第2次宜野湾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、「第2次計画」とします。）は、宜野湾市域から排出される温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の防止・軽減対策（適応策）を行うため、第1次計画の評価^{注）}を踏まえて、市民・事業所・行政の各主体がそれぞれの役割に応じた取組を総合的にかつ計画的に推進することを目的としています。

注）第1次計画の評価（2020（令和2）年度実施）

第2次計画の策定に向けて、第1次計画の評価と課題の抽出を行いました。

評価と課題の抽出にあたっては、2021（令和3）年3月末現在の統計データを使用し、二酸化炭素排出量の現況推計と将来予測を行い、第1次計画での取組を評価するとともに、今後の課題を抽出しました。

2.2 計画の位置付け

計画の位置付けを図 2.1 に示します。

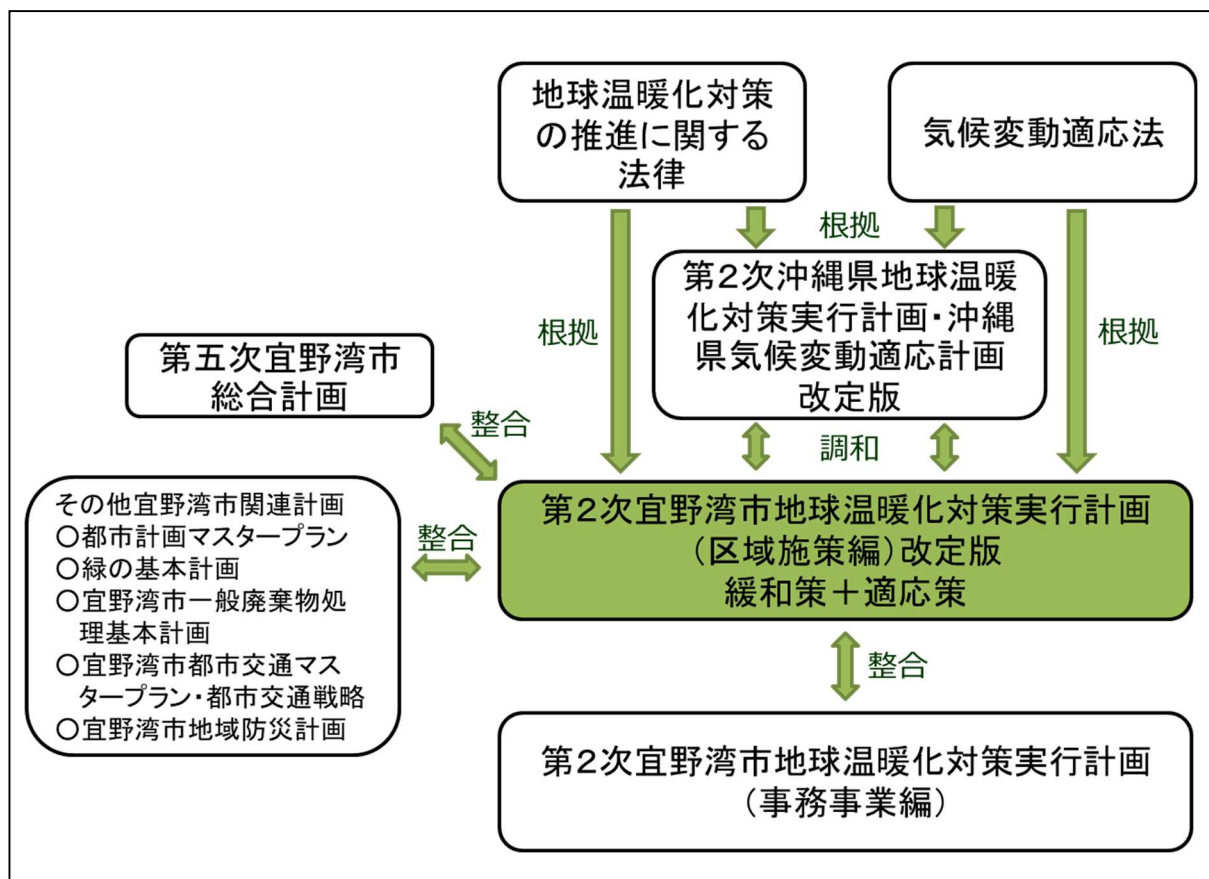


図 2.1 計画の位置付け

2.3 計画期間・基準年度・目標年度

パリ協定の趣旨・国の方針・沖縄県の計画内容を踏まえ、基準年度は「2013（平成 25）年度」とし、中期目標年度は「2030（令和 12）年度」、長期目標年度を「2050（令和 32）年度」とします。

計画期間は中期目標年度までとし、「2022（令和 4）年度～2030（令和 12）年度の9年間」とします。

- 計画期間.....2022（令和 4）年度～2030（令和 12）年度の9年間
- 基準年度.....2013（平成 25）年度（第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画に準じる）
- 目標年度（中期）...2030（令和 12）年度（第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画に準じる）
- 目標年度（長期）...2050（令和 32）年度（第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画に準じる）

2.4 対象とする温室効果ガス

法律で定められた以下の温室効果ガス（7種類）のうち、二酸化炭素を削減対象とします。

二酸化炭素は、化石燃料の燃焼に伴って排出されるもので、排出量が非常に多いため、最も影響が大きく、市民生活と密接に関わっています。これは、ライフスタイルの見直しや、再生可能エネルギーの導入によって排出量を抑制することが期待されることを意味しています。

表 2.1 温室効果ガスの種類

温室効果ガス	地球温暖化係数 ^{注)} (GWP)	性質	用途、排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	1	・代表的な温室効果ガス	・化石燃料の燃焼など
メタン (CH ₄)	28	・天然ガスの主成分で、常温で気体 よく燃える	・稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど
一酸化二窒素 (N ₂ O)	265	・大きな温室効果を持つ気体であり、大気中の寿命（一時的な濃度増加の影響が小さくなるまでの時間）が121年と長い気体である ・眠気及びめまいの恐れがある	・麻酔用に多く用いられる ・海洋や土壌から、あるいは窒素肥料の使用や工業活動に伴って放出される
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC _s)	4～12,400	・塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン ・強力な温室効果ガス	・スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど
パーフルオロカーボン類 (PFC _s)	6,630～11,100	・炭素とフッ素だけからなるフロン ・強力な温室効果ガス	・半導体の製造プロセスなど
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	23,500	・硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス	・電気の絶縁体など
三ふっ化窒素 (NF ₃)	16,100	・窒素とフッ素からなる無機化合物 ・強力な温室効果ガス	・半導体の製造プロセスなど

出典：3R・低炭素社会検定公式テキスト第2版、温室効果ガスインベントリオフィス、気象庁、職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

注）地球温暖化係数とは、二酸化炭素を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるかを示した数字のことです。ここでの数値は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第四条に基づいています。